

関西防災・減災プラン

感染症対策編
(新型インフルエンザ等)



令和5年〇月

(平成26年6月)

関西広域連合広域防災局

関西広域連合広域医療局

目 次

I. はじめに	
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定とその改正	1
2 取組の経緯	1
3 関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）の策定	2
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1 対策の目的及び基本的な戦略	4
2 対策の基本的考え方	5
3 対策の留意点	5
4 被害の想定	6
5 発生段階の設定	8
6 対策実施主体の役割	10
III. 新型インフルエンザ等対策の内容	
1 6項目の対策	15
(1) 実施体制	15
〔構成団体・連携県の対策の概要〕	15
〔広域連合が実施する対策〕	16
(2) サーベイランス・情報収集	22
〔構成団体・連携県の対策の概要〕	22
〔広域連合が実施する対策〕	22
(3) 情報提供・共有	22
〔情報提供・共有の目的〕	22
〔構成団体・連携県の対策の概要〕	22
〔広域連合が実施する対策〕	23
(4) 予防・まん延防止	24
〔対策の目的・概要〕	24
〔構成団体・連携県の対策の概要〕	25
〔広域連合が実施する対策〕	27
(5) 医療	28
〔医療の目的等〕	28
〔構成団体・連携県の対策の概要〕	28
〔広域連合が実施する対策〕	31
(6) 府県民生活及び府県民経済の安定の確保	33
〔対策の必要性〕	33
〔構成団体・連携県の対策の概要〕	33
〔広域連合が実施する対策〕	35
2 発生段階における対策（オペレーションマップ）	38

I. はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定とその改正

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ってきた。

令和元年 12 月以降、中国武漢市で集団感染が確認された新型コロナウイルス感染症が発生し、令和 2 年 1 月には国内感染者が確認された。コロナウイルス感染症は、すでに知られている感染症であったことから当初は特措法の適用対象とはならなかったが、令和 2 年 3 月に、新型インフルエンザ等とみなして特措法の規定を適用する旨の改正がされた。

また、令和 3 年 2 月には、より適切に感染症対策を実施する必要が生じたことから、指定感染症のうち病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるものを特措法の対象に含めること、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）を創設すること等の改正がされた。

さらに、令和 5 年 9 月から、内閣官房に「内閣感染症危機管理統括庁」が設置され、特措法に規定する、政府行動計画の策定及び推進に関する事務、政府対策本部及び推進会議に関する事務並びに感染症の発生及びまん延の防止に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとされた。

2 取組の経緯

平成 17 年（2005 年）に、国が、WHO 世界インフルエンザ事前対策計画（2005 年 5 月）に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、関西圏域においても各府県の行動計画の策定が行われ、平成 20 年（2008 年）には感染症法の改正により

水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が行われたことに伴い、翌 21 年（2009 年）以降、国の行動計画に連動して改定が行われた。

平成 21 年（2009 年）には、メキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となつたが、我が国では関西圏域が初の発生地となつた。発生後 1 年余で全国で約 2 千万人がり患したが、死亡率は諸外国と比較して低い水準にとどまつた。このときの対策実施に対する検証では、発生した新型インフルエンザが實際には病原性が低かつたが、行動計画が病原性の高い鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に置いたものであり、病原性に応じた柔軟な対応に課題があつたことや、地方との関係と事前準備、感染症危機管理に関わる体制の強化、法整備の必要性等が指摘された。

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、こうした検証作業が終わった平成 22 年 12 月に発足した。広域連合では、連合規約において、「感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務」（第 4 条第 1 項第 2 号）を広域連合が処理する広域防災事務に位置づけ、前回の教訓も踏まえて、新型インフルエンザ等の感染症対策に、危機管理として取り組むこととした。

新型コロナウイルス感染症への対応では、本プランに基づき、広域連合管内で最初の陽性者が発見された令和 2 年 1 月 28 日に対策準備室、同年 3 月 2 日に対策本部を設置し、対策本部会議を通じた意見交換や情報共有、府県市民向けの統一メッセージの発出、広域的な医療連携、国への緊急提言等、住民の生命と安全を守るために構成府県市が一丸となつて取り組んできた。

3 関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）の策定

広域連合では、大規模広域災害に対し、広域連合及び構成団体が取るべき対応方針やその手順を定めるため、関西防災・減災プランを分野別に策定することとしているが、感染症対策についても、平成 25 年 6 月に、特措法に基づき政府行動計画が策定されたのを機に、関西広域防災計画策定委員会及び感染症（新型インフルエンザ等）対策専門部会の審議を経て、構成団体・連携県の行動計画と整合性を図りつつ、「関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）」（以下「本プラン」という。）を策定することとした。

特措法及び感染症法上、新型インフルエンザ等対策の実施主体として中心的な役割を担うのは、各構成府県・連携県である。本プランは、構成府県・連携県が行う対策のうち、関西圏域において統一的に取り組むべき対策や府県をまたがる対策、発生時に構成団体・連携県から要請を受けた対策等を行ううえで必要な広域的な調整について、広域連合が、構成団体・連携県及び市町村、国、関係機関と連携して実施するための指針を示すものである。

本プランの対象とする感染症は、以下のとおりである。次の感染症は、新型コロナウイルス感染症の流行も踏まえ、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、特措法の対象疾病とされたため、本プランでもこれらを対象とする。

<対象とする感染症>

新型インフルエンザ等（特措法第2条）

① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

ア 新型インフルエンザ

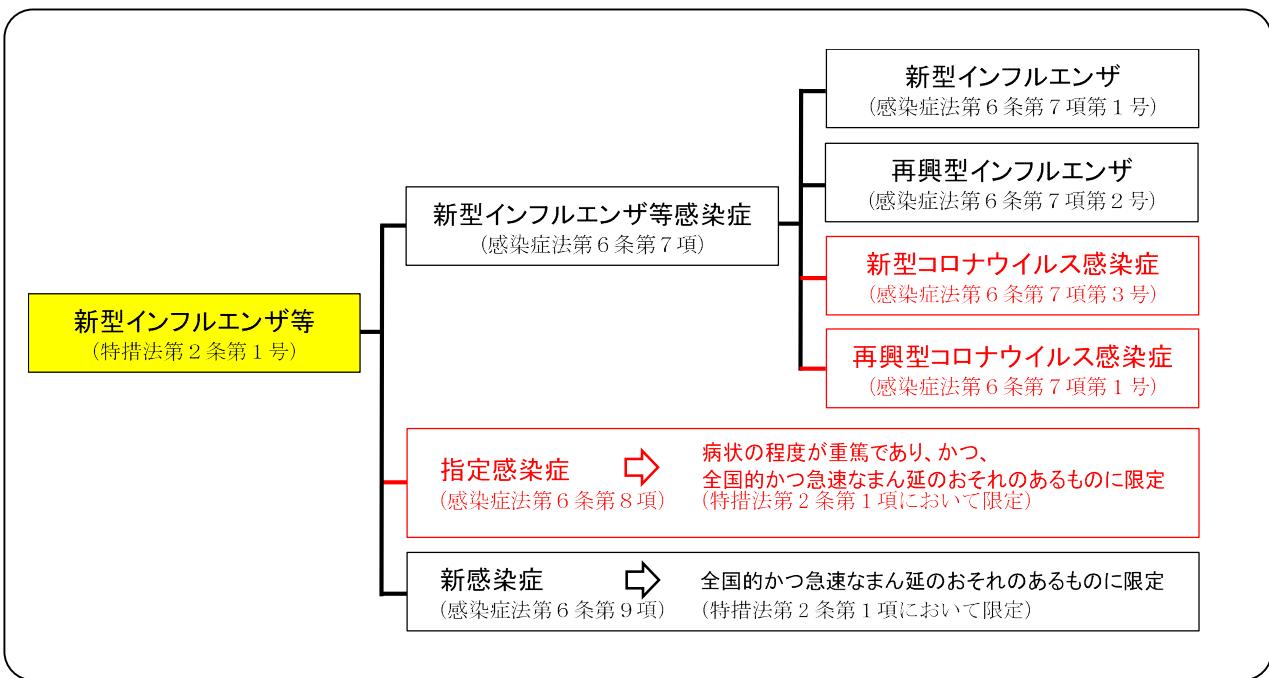
イ 再興型インフルエンザ

ウ 新型コロナウイルス感染症

エ 再興型コロナウイルス感染症

② 指定感染症（感染症法第6条第8項）のうち病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

③ 新感染症（感染症法第6条第9項）のうち全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの



II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等が発生すれば、長期的には、府県民の多くがり患するものであるが、何らの対策を行わなければ患者が短期間に激増したり、重症化したりして、医療提供のキャパシティを超えてしまうおそれがある。このため、国及び構成団体・連携県においては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、取り組むこととしている。

広域連合においては、このことを踏まえ、国、構成団体・連携県、市町村、関係機関と連携して、広域調整事務に取り組む。

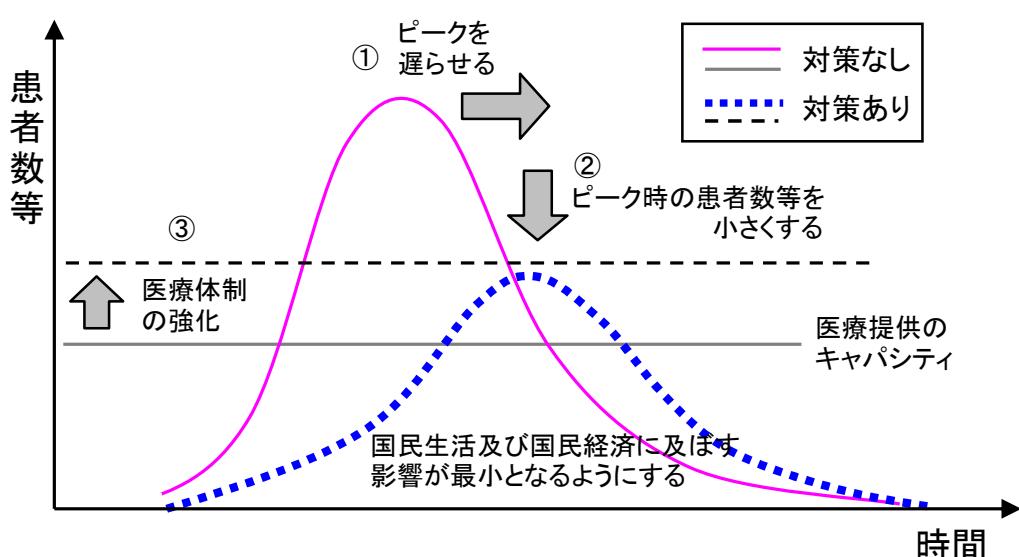
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



2 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

府県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを府県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、構成団体・連携県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や府県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、3密（密閉・密集・密接）の回避・マスク着用・咳エチケット・手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

こうしたことを踏まえ、構成団体・連携県においては、特措法に基づき、行動計画を策定し、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、当該新型インフルエンザ等の病原性や感染力に応じた対策を行動計画の中から選択し、実施することとしている。

広域連合は、関西圏域において、より水準の高い効果的な対策が迅速に実施されるよう、本プランに基づき構成団体・連携県等との広域調整を実施する。

3 対策の留意点

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、政府行動計画及び構成団体・連携県の行動計画（以下「府県市行動計画」という。）に基づき、国、市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携・協力し、①基本的人権の尊重、②危機管理としての特措法の性格、③関係機関相互の連携・協力の確保、④記録の作成・保存に留意して、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとされている。

また、特措法において、何人も新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等を受

けることがないよう、①患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、②患者等に対する相談支援、③新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供、④広報その他の啓発活動を行うこととされている点についても留意が必要である。

広域連合においても、本プランに基づき、構成団体・連携県、国、市町村、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図りつつ、関西圏域における対策に係る広域調整の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、上記に加え、次の点にも留意する。

- ① 新型インフルエンザ等対策は、都道府県の果たすべき役割が大きい。一方で、府県民は通勤、通学等で日常的に府県域を越えて生活しており、府県民の利便性や対策の整合性等の観点から、広域調整が求められることが想定される。広域連合は、府県の事務と重複したり、府県知事の権限を損なったりしない限りにおいて、広域調整役としての役割を果たす必要がある。
- ② 広域連合は、未発生段階から情報の共有を図るなど連携に努めるとともに、構成団体・連携県において患者が発生した場合には、発生団体の支援ニーズの把握に努め、応援の要請等に応じて速やかに構成団体・連携県と連携して、広域調整を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症は、地震等の自然災害と異なり、応援職員への感染や応援職員を通じた感染の拡大というリスクが伴うため、自然災害のような応援が難しいことが想定される。このため、広域連合は、構成団体・連携県と緊密に連携し、応援の可否、必要性、効果等をより慎重に判断して、広域調整に当たるものとする。

(参考) 地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的	○被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	○過去の事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策や治療薬・ワクチン接種の有無により左右される

4 被害の想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

政府行動計画の策定に際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行

したインフルエンザのデータを参考に、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数等の推計が行われた。これを、関西圏域の人口で按分すると、下表の通りとなる。

ただし、この推計は、過去のインフルエンザのデータを元に作成されたものであることから、あくまで感染症の一つの例であり、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、その病原性や感染力等によって想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、政府行動計画においては、①この想定には医療等による介入の効果が一切考慮されていないこと、②被害想定については現時点での科学的知見が十分ではなく、今後必要に応じて見直されること、③未知の新感染症については、被害想定を行うことは困難であり、本想定を参考に、空気感染対策も念頭に置いた対策が必要であること等が示されており、留意する必要がある。

被害想定

項目	全国の想定	関西の想定
①り患割合	国民の 25%がり患	同 左
②外来受診患者数	約 1,300 万～2,500 万人	約 253 万～487 万人
③入院患者数	約 53 万～200 万人	約 10 万～39 万人
④死亡者数	約 17 万～64 万人	約 3 万～12 万人
⑤1 日当たり最大入院患者数	約 10.1 万～39.9 万人	約 2 万～7.8 万人

(注) ②の上限値 2,500 万人をもとに、アジアインフルエンザを中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として推計

（参考）新型コロナウイルス感染症における被害状況

新型コロナウイルス感染症における被害状況は下表のとおりである。（令和 5 年 5 月 7 日までの数値を元に作成）

項目	全国	関西
①り患割合	約 27%	約 29%
②外来受診患者数（PCR 検査数）	約 3,200 万人	※
③死亡者数	約 75,000 人	約 17,000 人
④1 日当たり最大入院患者数	約 200 万人	約 49 万人

厚生労働省 HP に掲載の数値から算出

※厚生労働省 HP に都道府県別数値の記載がないため省略

（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 府県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程

度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 発生段階の設定

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本プランでは、未発生、海外での発生、関西圏域内での発生、関西圏域内でのまん延、小康状態の5段階とした。広域連合は、本プランで定める広域調整事務をこれらの発生段階に応じて実施することとする。

ただし、地域での発生状況は様々であることから、本プランに基づく発生段階と、各構成府県市の行動計画における発生段階が一致しない場合があることに留意が必要である。

さらに、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施された場合には、対策の内容も変化するということにも留意が必要である。

《まん延防止等重点措置》

- ・ 国は、新型インフルエンザ等の状況が、措置を実施しなければ、措置を実施すべき区域が属する都道府県の新型インフルエンザ等の感染が拡大するおそれがある場合であって、当該都道府県の区域において医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、まん延防止等重点措置の公示を行い、国会に報告する。
- ・ まん延防止等重点措置の公示においては、まん延防止等重点措置を実施すべき期間、区域、事態の概要を公示する。
- ・ 区域は、国が都道府県を指定し、都道府県が特定の区域を指定する。
- ・ まん延防止等重点措置の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定める。
- ・ 都道府県は、まん延防止等重点措置の公示がされた場合には、基本的対処方針に従って事業者への協力要請等、所要の措置を講ずる。

《緊急事態宣言》

- ・ 国は、新型インフルエンザ等により感染者数、感染経路不明者数その他の状況が一の都道府県を越えて、拡大、まん延しており、それにより医療提供体制に支障が生じていると認められるとき、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。
- ・ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域、事態の概要を公

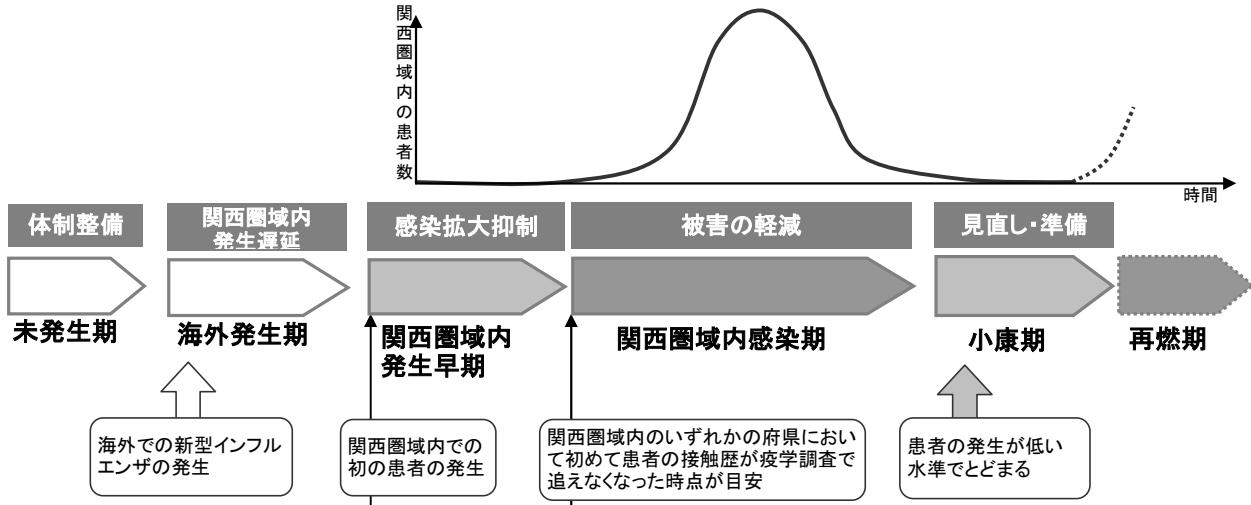
示する。

- ・ 区域は、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県等を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟に区域設定し、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、日本全域を指定することもある。
- ・ 緊急事態宣言をしたときは、基本的対処方針を変更し、緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定める。
- ・ 都道府県は、緊急事態宣言がされた場合には、基本的対処方針に従って事業者への協力要請等、所要の措置を講ずる。まん延防止等重点措置に比べてより強力な措置が実施可能である。

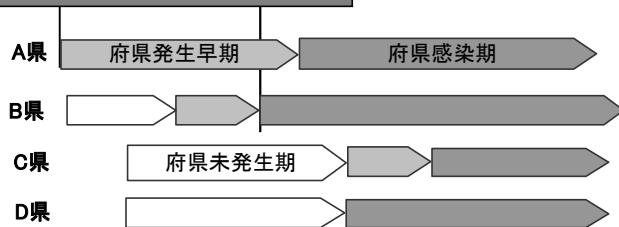
<発生段階>

発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
(関西圏域内 未発生期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、関西圏域内では発生していない状態	国内発生早期 (国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追える状態)
関西圏域内 発生早期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 〔各構成府県・連携県の発生段階〕次のいずれか。 <ul style="list-style-type: none">・府県内未発生期（当該府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）・府県内発生早期（当該府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	国内感染期 (国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)
関西圏域内 感染期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 〔各構成府県・連携県の発生段階〕次のいずれか。 <ul style="list-style-type: none">・府県内未発生期（当該府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）・府県内発生早期（当該府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）・府県内感染期（当該府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

関西圏域における発生段階



構成府県・連携県における発生段階



6 対策実施主体の役割

(1) 国 (政府対策本部及び新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務を内閣感染症危機管理統括庁において処理)

- ① 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ② 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で特措法第18条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議に意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 構成府県・連携県

構成府県・連携県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められ、以下の事項等に取り組む。

- ① 新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、地域医療体制の確保、まん延防止等の対策に関し、専門家会議の開催等により感染症の専門家その他学識経験者に意見を聴いた上で、地域の実情に応じた行動計画等を作成し、訓練を実施するなど事前の準備を進める。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、府県対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府県内の状況に応じて判断を行い、府県行動計画等に基づき、全庁をあげて対策を実施するとともに、的確に府県庁の業務継続を図る。
- ③ 府県内の感染状況に応じて、まん延防止等重点措置の公示を行うよう、政府対策本部長に対し要請するとともに、当該公示がされた場合には、まん延防止等重点措置を適切に講じる。
- ④ 府県内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、緊急事態措置を適切に講じる。
- ⑤ 国、市町村、他府県及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、特に関西圏域での広域的な対応が必要な場合には広域連合を通じた調整を行う。
- ⑥ 医療機関、高齢者施設、障がい者施設等の登録事業者と緊密な連携を図る。

(3) 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者等）への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。新型インフルエンザ等発生前においては、府県と同様に行動計画を策定するとともに、新型インフルエンザ等発生時には、府県や近隣の市町村と緊密な連携を図りながら対策の実施に当たる。

なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、府県に準じた役割を果たすことが求められ、府県と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

(4) 広域連合

広域連合は、構成団体・連携県が実施する対策を補完し、関西圏全体としてより水準の高い効果的な対策が実施できるよう、以下の事項について、府県域を越えた広域調整を行う。

【情報の共有・発信】

- ① 構成団体・連携県との連絡体制の整備

新型インフルエンザ等の発生状況や対策の実施状況等の情報収集・共有を図るため、構成団体・連携県との連絡体制を構築する。

② 統一的な情報発信及び報道機関等への情報提供の調整

関西府県民に対して効果的に情報提供及び注意喚起を行うため、構成団体・連携県の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を活かして統一メッセージを出す等の情報発信を行うほか、報道機関等への情報提供を行う際の個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法・内容等について共通化を図るための広域調整を行う。

③ 風評被害の抑止

風評被害の防止や風評被害からの早期回復を進めるため、正確な情報を発信するとともに、誤った情報は関係機関と連携し、関西圏域で一致して直ちに打ち消す情報発信を行う。

【対策の広域的実施に係る調整】

④ 新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練の実施

構成団体・連携県の対策対応能力の向上と連携体制の強化を図るため、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や広域訓練を実施する。

⑤ まん延防止にかかる社会的対策実施の広域調整

効果的なまん延防止のため、構成府県・連携県が、公共交通機関等への感染対策の要請、住民に対する外出の自粛の要請や施設の使用制限等の要請・指示等の社会的対策を適時適切に実施できるよう必要な広域調整を行う。

また、住民・事業者の理解を得て実効性のある対策が実施できるように、必要に応じて、構成府県・連携県が行う要請等の内容の統一を図るなどの広域調整を行う。

⑥ 住民接種の広域実施への対応

他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊娠婦及び同伴の小児等に対する住民接種について、構成団体・連携県と連携して、関西圏域において広域接種が円滑に実施できるよう努める。

⑦ 医薬品・医療資器材の広域融通調整

構成団体・連携県の医薬品・医療資器材の保有状況等について情報収集・共有を行い、患者の発生状況を踏まえ、必要に応じて広域融通に係る調整を行う。

⑧ 広域での患者受入調整支援、患者搬送車の広域提供の調整

関西圏域内発生初期において、構成団体・連携県の間での患者受入調整支援や各団体が保有する患者搬送車の広域提供に係る調整を行う。

⑨ 指定（地方）公共機関等に関する調整

事業者の事業継続等のために一元的な要請・支援を行うことが求められるとき、緊急事態宣言時に広域的な緊急物資の運送等を円滑に行うため一元的な要請・指示を行

うことが求められるときなどに、必要な広域調整を行う。

⑩ 広域火葬の調整

構成団体・連携県及び火葬場管理者である市町村と連携し、平素から火葬場の点検や火葬能力等の情報収集及び共有を行うとともに、火葬場の火葬能力を超える死者の発生に際して円滑に広域火葬を実施するための調整を行う。

(5) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(6) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(7) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は府県民生活及び府県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の府県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

府県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(9) 府県民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、3密の回避・マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベ

ルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

III 新型インフルエンザ等対策の内容

政府行動計画及び府県市行動計画は、新型インフルエンザ等対策を、①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥国民生活及び国民経済の安定の確保という6項目に分けて、発生段階を横断する留意点と発生段階ごとの対策をまとめている。

広域連合の対策は、構成団体・連携県の対策との密接な連携が必要なものばかりである。このため、本プランにおいては、まず、6項目の対策について、構成団体・連携県の対策の概要を記述し、それに対応する広域連合の対策を記述する。次に、発生段階ごとの対策について、国や市町村の対策もあわせて一覧的に、「オペレーションマップ」として示すこととする。

1 6項目の対策

(1) 実施体制

〔構成団体・連携県の対策の概要〕

- ア 未発生段階において府県市行動計画等の作成、指定地方公共機関の指定等を行い、発生に備える。
- イ 海外発生期となった場合は、政府対策本部の設置にあわせ、条例に基づき府県対策本部を設置する。
- ウ 他の府県市の応援が必要な場合には、「近畿ブロック相互応援協定」または本プランに基づき、広域連合または他の府県市に応援を求める。
- エ 政府対策本部が廃止された時は、速やかに府県対策本部を廃止する。なお、市対策本部は、緊急事態解除宣言がされた時に、速やかに廃止する。

【まん延防止等重点措置の公示がされている場合の措置】

関西圏域において、まん延防止等重点措置の公示がされている場合には、上記の体制とともに、基本的対処方針に従い、所要の体制を講じる。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

関西圏域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、特措法に基づき以下の対策を行う。

- ・ 構成政令市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- ・ 構成府県は、市町村が緊急事態措置を行うことができなくなったときは、その措置を代行する。
- ・ 自ら緊急事態措置を行うことができなくなったときは、他の地方公共団体に応援を求める。
- ・ 小康期において、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。

[広域連合が実施する対策]

① 防災・減災プラン等の作成

構成団体・連携県の各府県市行動計画との整合性を確保し、本プランを策定し、必要に応じて見直すほか、対策を具体的に実施するための要領等を作成する。

② 準備体制・警戒体制の確立

新型インフルエンザの場合には、動物インフルエンザから変異することがあること、動物インフルエンザの感染患者が発生した場合でも社会的影響が大きいことから、海外で動物インフルエンザの人への感染が確認された時点から、構成団体及び連携県と連携し、段階的に体制を整える。

ア 新型インフルエンザ等対策準備室の設置

海外において、新たに動物から人に感染することとなったインフルエンザ等や限定期に人から人への感染を引き起こしているインフルエンザが発生したとき、またはその他国内の感染動向等を踏まえ警戒体制をとる必要があるときは、広域連合に新型インフルエンザ等対策準備室を設置して、情報収集及び連絡調整を開始する。

イ 新型インフルエンザ等警戒本部の設置

海外において新型インフルエンザ等の人から人への連続感染が認められるとき、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動の対処方針について協議・決定がなされたとき、その他国内の感染動向等を踏まえ警戒体制を強化する必要があるときは、広域連合に新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、情報収集及び連絡調整を強化するとともに、広域調整の実施に向けた準備を開始する。

③ 関係機関・団体等との連携強化

新型インフルエンザ等の発生・まん延に備え、広域連合は、構成団体・連携県、保健所設置市や市町村、広域連合の他分野局のほか、相互応援協定を締結している広域ブロック等、国、広域実動機関等とともに、指定（地方）公共機関、登録事業者等との連携強化を図る。

ア 構成団体・連携県、保健所設置市・市町村との連携

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な広域調整を行うため、対策の措置の実施主体として中心的な役割を担う構成府県をはじめ構成政令市と密接に連携する。なお、連携県については、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により構成府県で発生・まん延した場合と同様の応援・受援体制を整備するため、同様に連携を図る。

また、構成政令市以外の保健所設置市についても、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、府県に準じた役割を果たすことが求められるため、構成府県・連携県を通じて連携を図る。

さらに、市町村についても、予防接種や火葬の実施主体として、広域連携に重要な役割を果たすことが求められるため、構成府県・連携県を通じて連携を図る。

感染症対応にあたっては、都市部の感染動向が周辺自治体に大きな影響を与えることから、感染初期の段階から都市部の動向を共有し、連携して対応にあたる。

イ 広域連合他分野局との連携

広域防災局及び広域医療局は、新型インフルエンザ等発生時に備えて又は発生・まん延時において、広域医療、広域産業や広域観光等に関わる次のような対策を迅速かつ的確に実施できるよう、広域連合の他分野局と連携し必要な体制を整える。

- ・医療確保にかかる広域連携体制の構築
- ・風評被害対策、発生地への集客促進
- ・広域周遊中の観光客被害情報収集・発信 など

ウ 他の広域ブロック等との連携

相互応援協定を締結している九都県市や九州地方知事会等との他の広域ブロックのほか、全国知事会を通じて全国都道府県と連携し、新型インフルエンザ等が発生・まん延した場合の応援体制を整備する。

エ 国等との連携

内閣感染症危機管理統括庁をはじめ、関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に発生・まん延の防止の対応が実施できる体制を構築する。

(ア) 中央省庁等との連携

新型インフルエンザ等発生時に国や政府対策本部と連携して、関西圏域を超えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

(イ) 広域実動機関との連携

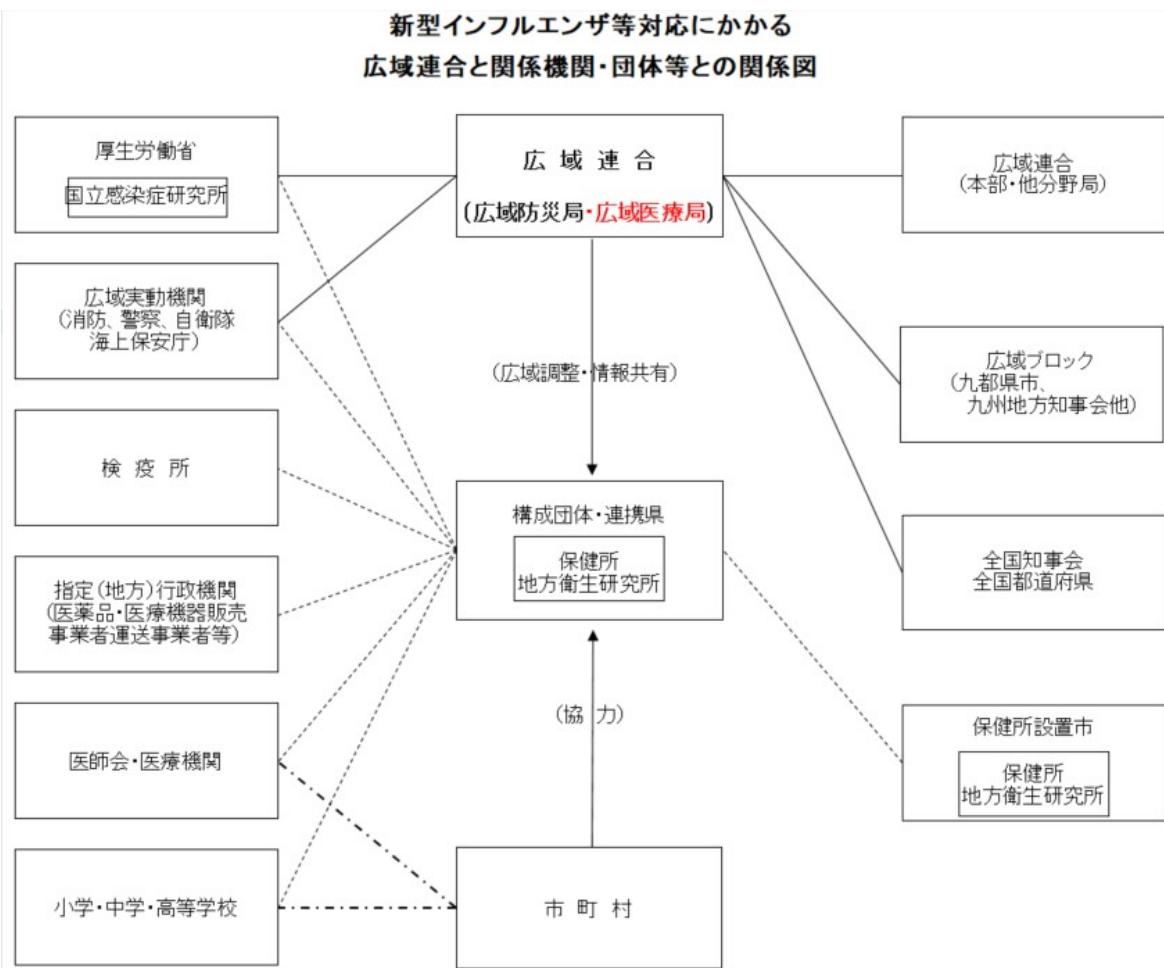
新型インフルエンザ等発生時に迅速な対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

(ウ) 政府現地対策本部との連携

関西圏域内で新型インフルエンザ等が発生し、国が、関西府県に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、職員を派遣し、密接に連携する。

オ 指定（地方）公共機関、登録事業者との連携

府県をまたがった公共交通機関等に適切な感染対策を講じるよう要請するときや、緊急事態宣言時に広域的な緊急物資の運送等を円滑に行うため一元的な要請・指示を行うことが求められるときなどに備えて、情報連絡体制を整備する。



④ 情報収集員の派遣

関西圏域内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じ情報収集員を発生府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集するよう努める。

また、事態の状況を勘案し、必要に応じて発生府県の近隣の構成団体又は連携県に情報収集員の派遣を要請する。

⑤ 応援・受援の実施

「近畿ブロック相互応援協定」または本プランに基づき、応援の求めがあったときは、構成団体・連携県の感染レベル等を勘案し、派遣職員や応援資器材の割当等、応援・受援の調整を行う。

⑥ 新型インフルエンザ等対策本部の設置

次のいずれかに該当し、広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長、広域防災担当委員、同副担当委員及び広域医療担当委員を副本部長、構成団体の長を本部員とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を兵庫県災害対策センターに設置し、支援対応にあたる。

- ・ 政府対策本部が設置されたとき

- ・都道府県対策本部が設置されたとき

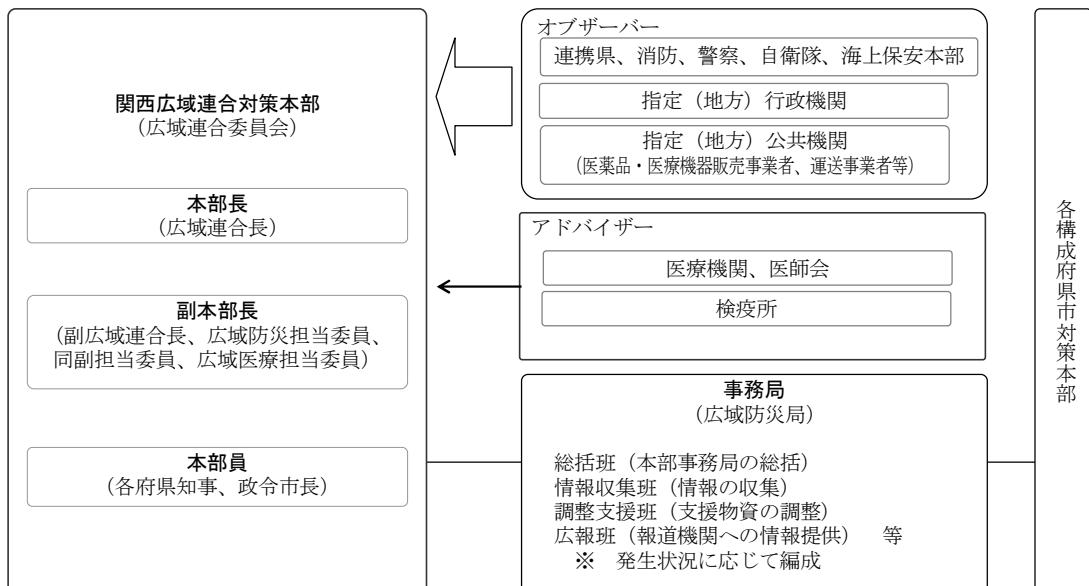
ア 対策本部会議の開催

- (ア) 対策本部を設置した場合には、速やかにTV会議システムを活用するなどして、本部会議を開催し、新型インフルエンザ等対策に係る広域調整について協議する。また各府県が実施する社会活動制限等について、他府県との隣接関係や地域特性を考慮した対応を行うための連携・調整の場として活用する。
- (イ) 本部長は、感染症（新型インフルエンザ等）対策専門部会及び新型インフルエンザ等の患者が発生した構成府県が設置する新型インフルエンザ等対策有識者会議の有識者等の専門的意見を聴取する。このほか、必要に応じて、連携県、消防、警察、自衛隊、海上保安本部及び指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関にオブザーバーとしての参加を求めるとともに、医療機関、医師会、検疫所等にアドバイザーとして参加を求め助言を得る。
- (ウ) 本部員が、自府県の対応等のため、一堂に会することができない場合はWEB会議システム等を活用し本部会議を開催する。

イ 対策本部事務局

- (ア) 対策本部に、その事務を処理させるため、対策本部事務局を置く。対策本部事務局は、広域防災局及び広域医療局が担う。
- (イ) 構成団体及び連携県は、連絡員として対策本部事務局に関係職員を派遣する。ただし、自府県の対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。

関西広域連合の新型インフルエンザ等対策本部組織



関西広域連合の新型インフルエンザ等への対応体制

区分	新型インフルエンザ等対策準備室	新型インフルエンザ等警戒本部	新型インフルエンザ等対策本部
本部長等	室長：広域防災局長 次長：広域医療局長 広域防災局次長等	本部長：広域防災局長 副本部長：広域医療局長 広域防災局次長等	本部長：連合長 副本部長：副連合長、広域防災担当委員、同副担当委員、広域医療担当委員
構成員	広域防災局及び広域医療局関係課長	広域防災局及び広域医療局関係課長 同各府県担当課長	構成団体の長
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で、<u>新型インフルエンザ等が動物から人へ感染したとき</u> ○ 海外で、<u>新型インフルエンザ等が人から人へ感染したとき（濃厚接触者間での感染に限る）</u> ○ <u>その他、国内の感染動向等を踏まえ警戒体制をとる必要があるとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で、<u>新型インフルエンザ等の人から人への連続感染が認められるとき</u> ○ 政府の初動対処方針が決定されたとき ○ <u>その他、国内の感染動向等を踏まえ警戒体制を強化する必要があるとき</u> 	<p>次のいずれかに該当し、広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府対策本部が設置されたとき ○ 都道府県対策本部が設置されたとき
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等（動物インフルエンザ含む）対策に係る情報収集及び連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等（動物インフルエンザ含む）対策に係る情報収集及び連絡調整 ○ 応援・支援の初動準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等（動物インフルエンザ含む）対策に係る情報収集及び連絡調整 ○ 応援・支援など対策実施に伴う広域調整（情報提供、風評被害対策、外出自粛・施設使用制限の統一的要請など） ○ <u>情報収集員の派遣</u>

⑦ 対策本部の廃止

政府対策本部ないし府県対策本部が廃止されるなど、広域連合の組織をあげた広域応援の必要がなくなったと判断される場合には、広域連合対策本部を廃止する。

⑧ 新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練の実施

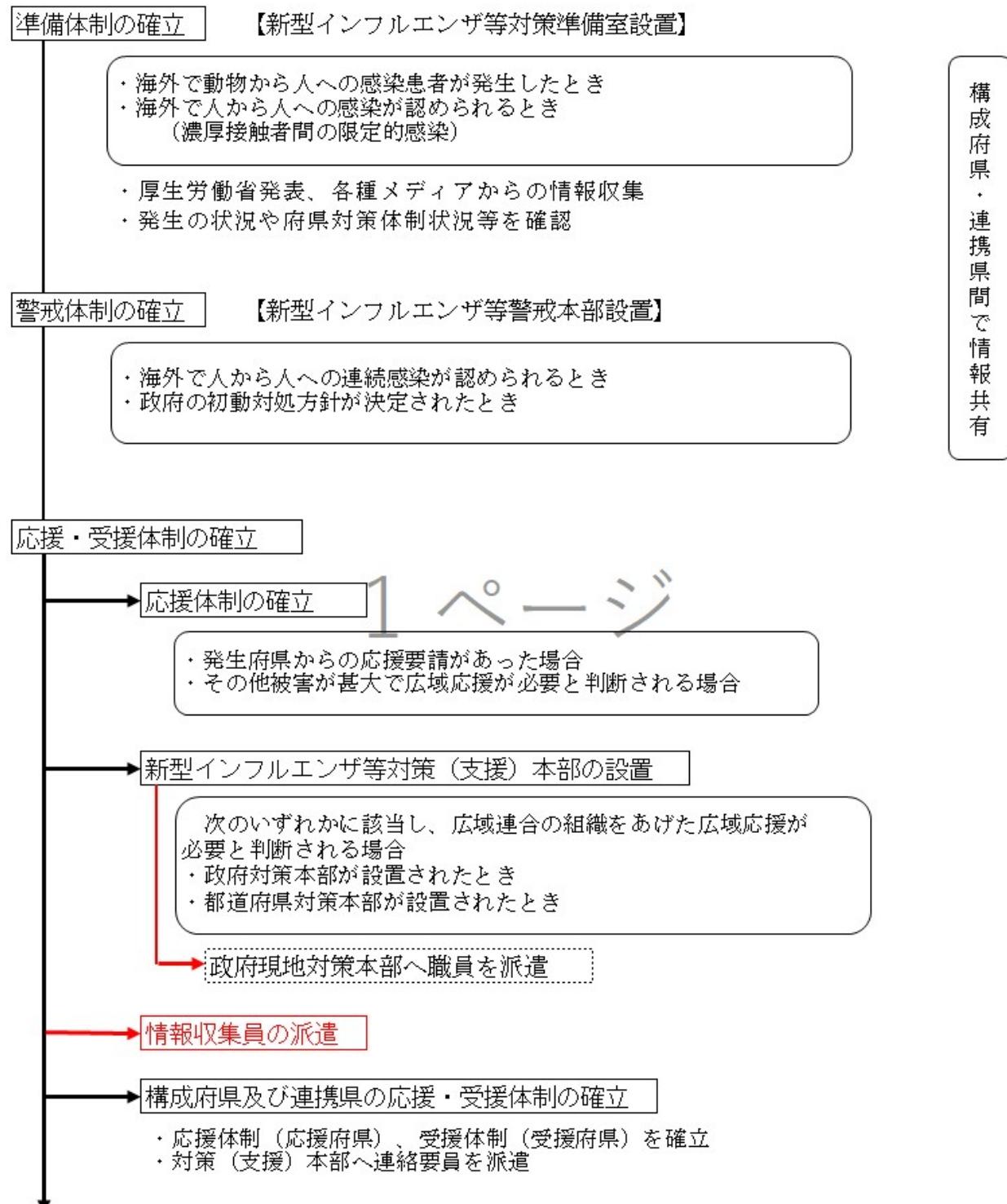
構成団体・連携県の感染症対策対応能力の向上と連携体制の強化を図るため、構成団体・連携県とともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や広域訓練を実施する。

⑨ 専門的知見の共有体制の整備

平時から専門家が得た情報や知見を共有する場やデータベースを整備する。

<広域調整の実施に向けた手順>

新型インフルエンザ等発生時には、発生状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、海外で動物から人への感染患者が発生したときから準備体制を確立するとともに、警戒体制の確立、情報収集員の派遣、応援・受援体制の確立と、発生の状況等に対応して段階的な対応体制を整備する。



(2) サーベイランス・情報収集

[構成団体・連携県の対策の概要]

ア 未発生期には、新型インフルエンザ等に関する国内外の情報の収集を行うとともに、季節性インフルエンザに対する次のサーベイランスを実施するとともに、国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査等に協力する。

区分	内容
患者発生サーベイランス (定点サーベイランス)	インフルエンザに関して、指定届出機関から患者発生の動向調査を行い、流行状況について把握する。
ウイルスサーベイランス	指定届出機関中の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
入院サーベイランス	インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
学校サーベイランス	学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

イ 海外発生期には、府県内における新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始するとともに、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。また、国が行う患者の臨床情報の収集に協力する。

ウ 府県内感染期には、患者の全数把握は中止するとともに、学校等における集団発生の把握の強化を、通常のサーベイランスに戻す。

ただし、個別の感染症に応じて、國の方針に従い全数把握を継続する場合がある。

エ 小康期には、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

[広域連合が実施する対策]

構成団体・連携県のサーベイランス情報や国から提供される発生状況に関する情報を、構成団体・連携県と共有する。

(3) 情報提供・共有

[情報提供・共有の目的]

国、都道府県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が、新型インフルエンザ等が危機管理上の重要な課題という認識を共有し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階及び分野において各主体間でのコミュニケーションが重要であるとされている。

[構成団体・連携県の対策の概要]

① 情報提供体制

- 構成団体・連携県は、広報チームを設置し、次の事柄に留意して情報を発信する。
 - ・情報を集約し、わかりやすく一元的に発信
 - ・個人レベル、学校、職場、集客施設等での感染対策の普及

- ・発生状況をできる限りリアルタイムで発信
- ・患者等の人権に対する配慮
- ・医療体制の周知
- ・学校の休業や施設の使用制限などの社会活動に関する情報の発信
- ・次の波発生の可能性等に関する情報発信
- ・専門家からの助言の活用やメディアとの連携を含む正確な情報の開示

② 情報共有

構成団体・連携県間で情報の共有を図るとともに、国が設置するインターネット等を活用した問い合わせ窓口での情報について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

③ コールセンター等

- ア 未発生期には、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の設置の準備を行い、海外発生期には、その設置と適切な情報提供を行う。
- イ 府県内発生早期には、その体制を充実・強化するとともに、市町村に対し、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。また、コールセンター等に寄せられた情報の整理、評価を行い、以後の情報提供に反映する。

【広域連合が実施する対策】

① 情報発信

- ア 構成団体・連携県の広報チームと連携し、情報を共有する。共有した情報については、「広域防災ポータルサイト」等を活用して、関西一円の新型インフルエンザ等に関する情報として提供する。
- イ 関西府県民に対し、効果的な情報提供と注意喚起を行うため、構成団体・連携県が発信する情報との整合を図りつつ統一メッセージを発信する。
- ウ 構成団体・連携県が情報発信を行う際に、個人情報の取扱いや情報の提供方法等に関し、共通化を図ることが望ましい事項について広域調整を行う。
- エ 医療従事者や高齢者施設職員等に知見を共有する啓発資材等を作成し、認識の共有と能力向上を図る。
- オ 社会混乱を招く誤った情報への対処として、各種媒体を活用し、正確で分かりやすい情報を統一的に発信する。

【まん延防止等重点措置の公示がされている場合の措置】

構成団体・連携県と連携して、関西圏域のどの地域でどのようなまん延防止等重点措置がとられているかを把握し、府県民に適切に広報する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

構成団体・連携県と連携して、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置がとられているかを把握し、府県民に適切に広報する。

② 報道機関等への情報提供の調整

新型インフルエンザ等の発生状況、対策の実施状況等については、患者等の人権にも配慮したわかりやすい情報提供を行う必要がある。このため、報道機関等へ情報提供を行う場合には、個人情報の取り扱いに関する基準を設けることや情報の提供方法・内容等について共通化を図ることが望ましいことから、構成団体・連携県の広報担当者と連携して、必要な広域調整を行う。

③ 風評被害の抑止

風評被害を防止するため、府県民の誤解や混乱、過剰反応を招かないよう、報道機関と連携し、発生地の正確な地理情報とともに感染症の正しい情報を発信する。また、誤った情報が出た場合には、構成団体・連携県及び関係機関と連携して、関西で一致してこれを速やかに打ち消す情報発信を行う。

④ コールセンター等情報の集約

- ア 関西圏域での統一した相談対応に資するため、構成団体・連携県の協力を得て、各団体のコールセンター等に寄せられる問い合わせなどの情報を集約して共有を図る。
- イ 小康期には、構成団体・連携県の情報提供のあり方に係る評価・見直しの状況を集約して共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

[対策の目的・概要]

① 予防・まん延防止の目的等

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

② 新型インフルエンザ等の予防接種の概要

- ・ 新型インフルエンザ等の予防接種は、①個人の発症や重症化を防ぐことにより、患者数や重症者数を抑制し、医療体制が対応可能な範囲に収まること、②それによって社会・経済活動への影響を最小限にとどめることを目的に実施される。
- ・ 予防接種のうち特定接種は、特措法28条に基づき行われるもので、予め厚生労働省に登録された事業者のうち医療の提供や国民生活・国民経済の安定に寄与する業務に従事する者、及び新型インフルエンザ等対策に従事する国家公務員又は地方公務員がその対象となる。対象者の範囲や総数、接種順位は、発生時の状況を勘案し、政府の基本的対処方針で決定される。

- ・ 予防接種のうち住民接種は、一般住民に対する予防接種であり、政府行動計画において、接種対象者を4つの群（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者）に分類し、発生状況や病原性等の情報を踏まえて接種順位が決定される。
- ・ 住民接種は、緊急事態宣言が行われている場合には予防接種法6条1項（臨時の予防接種）に基づき実施され（特措法46条）、宣言が行われていない場合は予防接種法6条3項（新臨時接種）に基づく予防接種として実施される。

〔構成団体・連携県の対策の概要〕

① 水際対策

- ア　国の感染症危険情報に基づき、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等の情報提供・注意喚起を行う。
- イ　検疫所からの情報を活用し、新型インフルエンザ等発生地域からの帰国者に対し、健康観察と異常時の連絡について要請する。

② 感染が疑われる者及び患者への対応

感染症法及び政府の方針に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛の要請、健康観察等）などの措置を行う。

③ まん延防止にかかる社会的対策

- 府県内発生早期には、以下の個人対策・職場対策を実施する。
- ア　住民、事業所、福祉施設等に対し、3密の回避・マスク着用・咳エチケット・手洗い、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- イ　学校・保育施設等は、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止対策を徹底するよう学校設置者等に要請する。
- ウ　公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。
- エ　病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【まん延防止等重点措置の公示がされている場合の措置】

府県域においてまん延防止等重点措置の公示がされている場合には、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ア　特措法第31条の6第1項に基づき、都道府県が定める期間、区域において、措置を講ずるべき業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等新型インフルエンザ等のまん延防止に必要な措置を講ずるよう要請する。

正当な理由なく上記要請に応じない事業者に対しては、措置を講ずるよう命令することができる。

上記の要請や命令を行った際には、その旨を公表することができる。

- イ 特措法第31条の6第2項に基づき、住民に対し、上記アの要請の時間外に営業を行っている場所にみだりに出入りしないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

府県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ア 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- イ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府県民の生命・健康の保護、府県民生活・府県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、命令を行う。

上記の要請・命令を行った際には、その施設名を公表することができる。

- ウ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含む感染対策の徹底の要請を行う。上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府県民の生命・健康の保護、府県民生活・府県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、命令を行う。

特措法第45条の規定に基づき、要請・命令を行った際には、その施設名を公表することができる。

④ 予防接種

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ア 特定接種

- (ア) 未発生期から接種体制の構築を図るとともに、登録事業者の選定・登録、接種場所の確保・委託事務、接種対象者との連絡調整、ワクチンの流通管理等について国に協力する。
- (イ) 海外発生期から、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、地方公務員である当該団体内の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を実施する。

イ 住民接種

- (ア) 海外発生期には、構成府県・連携県は、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、市町村に対し要請する。
- (イ) 他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及びその同伴の小児等について、国において広域接種の体制が整備された場合には、市町村、医師会、医療機関等と密接に連携して、円滑に実施できるよう努める。
- (ウ) ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市町村、関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。

[広域連合が実施する対策]

① 水際対策

海外発生期において、空港等における停留の実施等効果的な水際対策が行われるよう、検疫所と密接に連携する。

② まん延防止にかかる社会的対策

ア 病原体が不明の場合には病原性の高い新型インフルエンザ等への対応で臨むという危機管理の原則を踏まえつつ、発生した感染症の特性に応じて直ちに柔軟な対応ができるようにすることを基本に、効果的なまん延防止を図るために、初動の社会的対策をいかに早くためらわずに実施するかが重要となる。

このため、構成府県・連携県が以下のような社会的対策を適時適切に実施できるよう、必要に応じて広域調整を行う。（**まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言がされている場合の措置を含む。以下同じ。)**

(ア) 府県域を越えて運行する公共交通機関等への感染対策の要請

(イ) 住民に対する外出自粛の要請

(ウ) 学校、保育所等に対する施設の使用制限等の要請・指示

(エ) 学校、保育所等以外の施設の使用制限やイベントの開催自粛等の要請・指示

イ 通勤・通学、買い物、レジャー等、日常的に府県域を越えて住民が移動することを前提に、構成団体・連携県が社会的対策を実施しようとする場合に、要請等をより実効的に行うため、必要に応じて要請等の内容の統一を図るなどの広域調整を行う。

ウ 保育所、福祉関係事業所に対する臨時休業等の要請等に当たっては、どうしても子供や要介護者を預けなければならない利用者のために代替措置を確保することが重要であるため、構成団体・連携県が当該措置を適切に講じるよう、必要に応じて広域調整を行う。

③ 予防接種

ア 特定接種

複数府県に事業所を設置している事業者等での接種が効率的に実施できるよう、必要に応じて、構成団体・連携県を通じて事業者への働きかけを行う。

イ 住民接種

- (ア) 他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及びその同伴の小児等について、国において広域接種の体制が整備された場合には、構成団体・連携県と連携して、関西圏域内において円滑に実施できるよう努める。
- (イ) 住民接種の広域接種に伴うワクチンの偏在に対応して、構成団体・連携県と連携し、必要に応じて、関西圏域内での広域的な融通調整を行う。

(5) 医療

〔医療の目的等〕

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 健康被害を最小限にとどめることにより、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。
- ・ 地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、大規模なまん延に備え、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・ 医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

〔構成団体・連携県の対策の概要〕

① 発生前における医療体制の整備

ア 地域医療体制の整備

未発生期から、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

イ 府県内感染期に備えた医療の確保

未発生期には、府県内感染期に備えて、以下の医療の確保に取り組む。

- (ア) 全ての医療機関に対する診療継続計画作成の要請及び作成支援
- (イ) 指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備
- (ウ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握及び臨時の医療施設等での医療提供の検討
- (エ) 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定の検討
- (オ) 社会福祉施設等の入所施設における、集団感染が発生した場合の医療提供の方法の検討

ウ 医療資器材の整備

未発生期には、医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備するとともに、購入費補助制度の創設等により、協力医療機関に対し、必要となる医療資器材の分散備蓄を要請する。

エ 検査体制の整備

- (ア) 未発生期には、地方衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。
- (イ) 各地方衛生研究所の検査処理可能件数を超える場合等に備えることや、研究結果を関西全体で共有することを目的として、大都市圏域の既存の複数の研究拠点を中心とする連携体制を構築する等、関西圏域内の地方衛生研究所間の連携を図る。
- (ウ) 未発生期から、知見の共有や患者発生時の感染原因の特定等に資するため、国立健康危機管理研究機構、地方衛生研究所、保健所、医療機関の相互連携体制を整備する。

関西圏域の地方衛生研究所

団体名	機関名称	所在地
福井県	福井県衛生環境研究センター	福井市原目町39番4号
三重県	三重県保健環境研究所	四日市市桜町3684-11
滋賀県	滋賀県衛生科学センター	大津市御殿浜13番45号
京都府	京都府保健環境研究所	京都市伏見区村上町395番地
京都市	京都市衛生環境研究所	京都市伏見区村上町395
大阪府	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所森ノ宮センター	大阪市東成区中道1丁目3番3号
堺市	堺市衛生研究所	堺市堺区甲斐町東3丁2番8号
東大阪市	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田3-3-2
兵庫県	兵庫県立健康科学研究所	加古川市神野町神野1819-14
神戸市	神戸市健康科学研究所	神戸市中央区港島中町4丁目6-5
姫路市	姫路市環境衛生研究所	姫路市坂田町3番地
尼崎市	尼崎市立衛生研究所	尼崎市南塚口町4丁目4番8号
奈良県	奈良県保健研究センター	桜井市粟殿1000番地
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター	和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山市	和歌山市衛生研究所	和歌山市松江東3丁目2番67号
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1
徳島県	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町3丁目80

オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備

未発生期には、抗インフルエンザウイルス薬を計画的・安定的に備蓄する（国備蓄分をあわせ、府県民の45%に相当する量を目標とする）とともに、発生時に円滑に供給できるよう流通体制の整備に努める。

② 発生時における医療体制の維持・確保

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

海外発生期に、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。

イ 医療体制の整備

- (ア) 海外発生期には、以下の医療体制を整備するよう各医療機関に要請する。
- a 協力医療機関に対する、帰国者・接触者外来の設置と診療を行うこと
 - b 帰国者・接触者外来を有しない医療機関では院内感染対策を講じた上で診療を行うこと
 - c 医療機関等で新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合に保健所へ連絡すること
 - d 帰国者・接触者相談センターの設置と、同センター等を通じ、発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状等を有する者に帰国者・接触者外来を受診するよう周知すること
- (イ) 府県内発生早期には、治療内容や症例等の経験や知識を共有するプラットフォームを構築し、専門人材の育成や情報連携を行う。
- (ウ) 府県内発生早期で、患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう要請する。
- (エ) 府県内感染期には、医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時の医療施設を設置する。臨時の医療施設は、流行がピークを越えた後、状況に応じて順次閉鎖する。
- (オ) 小康期には、発生前の通常の医療体制に戻すよう要請する。

ウ 患者への対応等

- (ア) 府県内発生早期には、以下の対策を行う。
- a 新型インフルエンザ等と診断された者の感染症法に基づく入院措置
 - b 地方衛生研究所におけるPCR検査等の確定検査
 - c 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等に対する有症時の対応の指導及び新型インフルエンザの場合には抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
 - d 重症度判定の指標となるスコアリングシステム（病状を点数で評価する仕組）の開発と共有
- (イ) 府県内感染期には、以下の対策を行う。
- a 一般の医療機関における新型インフルエンザ等患者の診療の要請
 - b 国の方針に基づき重症患者以外は在宅療養又は宿泊施設療養することとなった場合には、その旨を要請することの周知
 - c ファクシミリ等による処方箋の送付についての国対応方針の周知
 - d 医療機関の診療継続の調整

エ 検査体制の整備

海外発生期には、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。また、各地方衛生研究所の検査処理可能件数を超える場合等に備えて、府県を超えた地方衛生研究所間の連携

による検査体制の整備に努める。

関西圏域内発生早期及び関西圏域内感染期には、国立健康危機管理研究機構や地方衛生研究所間の相互連携に加え、保健所・医療機関が持つ臨床データとの連携による症例等の詳細な解析に努める。

オ 医療関係者に対する要請・指示、補償

- (ア) 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等をることができる。
- (イ) 要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、国と連携して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備

当該感染症が、インフルエンザの場合には、下記の体制を整備する。

- (ア) 海外発生期には、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、医療機関に対し、府県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者等に、必要に応じて、予防投与を行うよう要請する。
- (イ) 府県内発生早期には、府県内感染期に備え、引き続き医療機関に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- (ウ) 府県内感染期には、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、府県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認する。なお、必要であれば国備蓄分の配分を要請する。
- (エ) 小康期には、通常の医療体制に戻すとともに、第二波の流行に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

キ 患者の搬送・移送体制の確立

海外発生期には、患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図るとともに、救急隊員に抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。

関西圏域内発生早期には、近隣府県間等での患者受入調整や、保有する患者搬送車の提供に務める。

[広域連合が実施する対策]

① 医薬品・医療資器材の広域融通調整

- ア 未発生期から、医療資器材について、構成団体・連携県の保有状況を把握し、整備を促すとともに、発生時に地域的な不足が生じた場合に広域的な融通調整を行う。
- イ 新型インフルエンザの場合には、未発生期から、抗インフルエンザウイルス薬に

について、構成団体・連携県の備蓄状況を把握し、発生時に地域的な不足が生じた場合に広域的な融通調整を行う。

ウ　急速な感染拡大により医療物資・資器材が不足する場合には、経済団体等に増産・流通拡大・製造物転換への協力を依頼する。

(医療資器材)

品　　目	単位
サークルマスク	枚
マスク（N95）	枚
フェイスシールド	個
ゴーグル	個
プラスチック手袋	双
ガウン（防護服）	着
キャップ（帽子）	枚
個人防護具セット	セット
手指消毒剤	本, L
フィットテストキット	個
体温計	本
自動血圧計	個
人工呼吸器	台
患者移送用陰圧装置（車椅子型）	台
患者移送用陰圧装置（ベッド型）	台
陰圧エアーテント	張
発熱外来用テント	張
簡易ベッド	台
納体袋	枚

※個人防護具セット（防護服、マスク（N95）、キャップ、フェイスシールド、プラスチック手袋、シューズカバー等）

② 広域での患者の受入調整支援・搬送・移送体制の確立

- ア　海外発生期には、感染期における重症者に対する高度医療を確保するため、広域的な救急搬送が一般救急と同様に実施されるよう、関係機関との意識の共有を図る。
イ　関西圏域内発生早期の近隣府県間等において、構成団体・連携県越えた患者受入調整支援や各団体の保有する患者搬送車を提供する体制の構築に努める。

《参考：市町村、指定（地方）公共機関の役割》

- 市町村は、患者や医療機関等から要請があった場合には在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供及び医療機関への移送）や、自宅で死亡した者に対する対応を行うとともに、都道府県から感染症法に定める「感染を防止するための報告又は協力」に關し、協力の求めがあった場合には必要な対応を行う。
- 医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者等である指定（地方）公共機関は、緊急事態宣言がされた際には、業務計画で定めるところにより、事業を確保するための必要な措置を講じる。

(6) 府県民生活及び府県民経済の安定の確保

[対策の必要性]

① 事業者の事業の継続

新型インフルエンザ等は、国民の25%がり患し、各地域での流行が8週間程度続くとされている。患者の増加やその看護のために、国民生活と国民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、この影響を最小限にとどめることができるよう、事業者が事前に準備し、事業が継続できるようにしておくことが必要である。また、国、都道府県、市町村はそのための支援を行うとともに、事業者に対し必要な要請を行う。

② 広域火葬の必要性

新型インフルエンザが発生すれば、関西圏域で最大12万人が死亡すると想定されている。短期間に多くの死亡者が発生すれば、通常の火葬能力では処理が困難な場合が生じることが予想される。遺体安置場所の確保、衛生の確保、遺族の心情等を考慮すると、遺体の長期間の保管はできないため、火葬能力を広域的に求める必要がある。

[構成団体・連携県の対策の概要]

① 事業者への対応

- ア 未発生期には、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援する。
- イ 海外発生期には、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ウ 府県内発生早期には、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

② 物資供給の要請等

未発生期には、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

③ 府県民・事業者への呼びかけ

府県内発生早期及び府県内感染期には、府県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

④ 広域火葬の体制構築等

- ア 未発生期には、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、広域火葬の実施に備えて、広域火葬計画の策定に努める。
- イ 海外発生期には、広域火葬計画に基づき、府内に広域火葬の実施組織を設け、管

内市町村の応援要請を取りまとめ、火葬場割り振り等の体制を整えるよう努める。

ウ 市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、火葬能力の増強を図るため通常使用されていない火葬場の点検等を行うとともに、一時的に遺体を安置できる施設等を確保するよう準備を行うことを要請する。

【まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言がされている場合の措置】

府県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① サービス水準に係る府県民への呼びかけ

府県内発生早期には、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

② 緊急物資の運送等

ア 府県内発生早期には、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請し、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

イ 当該指定地方公共機関が、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、輸送又は配送を指示する。

③ 物資の売渡しの要請等

ア 府県内感染期には、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

イ 特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 府県内発生早期には、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、府県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

イ 府県内感染期には、アに加え、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

⑤ 業務の再開

小康期には、事業者に対し、縮小もしくは中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。また、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の次の波に備え、事業を継続していくことができるよう支援を行う。

[広域連合が実施する対策]

① 指定（地方）公共機関等に関する調整

構成府県・連携県が、府県をまたがった指定（地方）公共機関や事業者に対して、次のような要請等を行う場合において、一元的な要請等を行うことが求められるときは、必要な広域調整を行う。

- ア 未発生期における、指定地方公共機関に対する事前の準備の要請及び業務計画等の策定の支援
- イ 未発生期における、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対する緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備の要請
- ウ 海外発生期における、事業者に対する感染対策実施の準備の要請
- エ 関西圏域内発生早期における、事業者に対する感染対策開始の要請

【まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言がされている場合の措置】

関西圏域内発生早期及び関西圏域内感染期において、構成府県・連携県が、特措法に基づき次の要請等を行う場合に、要請の相手方が府県をまたがっており、統一した取扱いが求められるときは、要請等に当たり広域調整を行う。

- ア 緊急物資の運送等の要請
- イ 物資の売渡しの要請等
- ウ 生活関連物資等の価格の安定等の要請（供給の確保、便乗値上げの防止）

② 府県民・事業者への統一的な情報発信

関西圏域内発生早期及び関西圏域内感染期に、府県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける際に、または事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、もしくは買占め及び売惜しみが生じないよう要請する際に、構成団体・連携県の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を活かして統一メッセージを出す等の情報発信を行うほか、必要な広域調整を行う。

【まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言がされている場合の措置】

関西圏域内発生早期及び関西圏域内感染期に、事業者のサービス水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを府県民に呼びかけを行う際、府県民の不安を和らげ、冷静な判断・行動を促すため、関西府県民全てを対象とした一斉の呼びかけを行う。

③ 広域火葬の調整

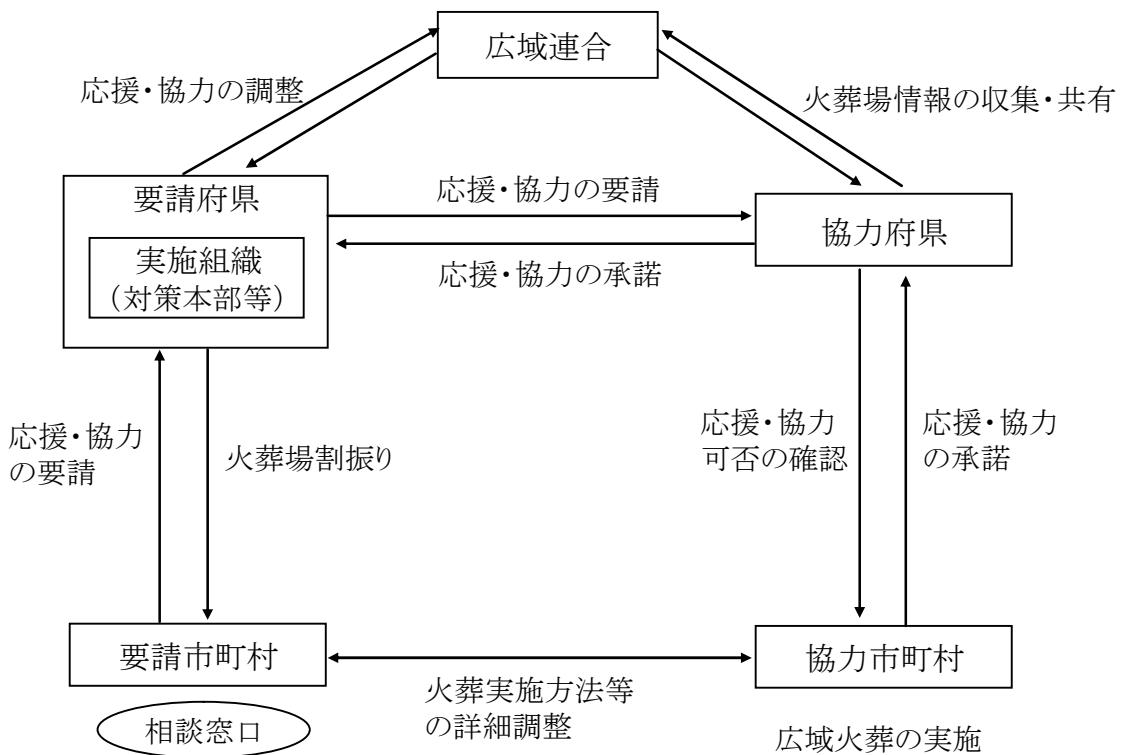
- ア 未発生期には、構成府県・連携県及び火葬の実施主体である市町村と連携し、広域火葬の対応が可能な火葬場と火葬能力などの情報を収集・共有するとともに、広域火葬の実施体制構築の準備を進める。
- イ 海外発生期には、広域火葬の実施に備えて、構成団体・連携県から、火葬場及び遺体安置施設等の整備状況にかかる情報を収集し、構成団体・連携県間で共有する。
- ウ 市町村は、遺体からの感染を防御するため一定の基準に基づく遺体処理方法の導入、遺体の保存資機材（ドライアイス、非透過性納骨袋等）、搬送手段（遺体搬送車両の緊急通行車両としての取り扱い）の確保を図るよう努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

関西圏域内感染期には、国の定める埋葬・火葬の手続きの特例に基づき、必要に応じて、広域火葬を以下により実施する。

- ア 構成府県・連携県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請するとともに、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- イ 広域連合は、構成府県・連携県を通じて、広域火葬が可能な火葬場とその火葬能力についての情報を速やかに収集・共有する。
- ウ 構成府県・連携県は、管内市町村だけでは対応が困難な場合には、広域火葬計画に基づき、他の構成府県・連携県に対して、広域火葬の実施を要請するとともに、広域連合にその旨を連絡する。
- エ ウの要請を受けた構成府県・連携県は、管内市町村に対して、広域火葬の対応が可能な火葬場とその火葬能力について確認の上、要請府県に対して、その結果を通知する。
- オ 要請府県は、エの通知を踏まえ、火葬場の割振りを行い、要請市町村に通知する。要請市町村は、これに基づいて遺体の搬送の手配等を実施する。
- カ 広域連合は、要請を受けた構成府県・連携県が応援・協力を承諾できないなどの逼迫時において、複数構成府県・連携県間での応援・協力の調整を行う。

【広域火葬の実施フロー】



《参考：指定地方公共機関、登録事業者の役割》

海外発生期には、その業務計画を踏まえ、国及び府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

関西圏域において、緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ア 関西圏域内発生早期には、指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに府県民生活及び府県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- イ 関西圏域内感染期には、指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

2 発生段階における対策（オペレーションマップ）

このオペレーションマップは、国、構成府県・連携県、広域連合及び市町村が相互に連携しながら実施すべき新型インフルエンザ等対策を発生段階ごとに示したものである。

未発生期		
状態	(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況	
目的	(1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 関西圏域内発生の早期確認に努める。	
対策の考え方	(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本プラン等を踏まえ、国、構成団体・連携県、関係団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府県民全体での認識共有を図るため、構成団体・連携県と連携して継続的な情報提供を行う。	
対策	国	広域連合
実施体制	○行動計画等の作成 ○情報交換及び連携体制の確認 ○訓練の実施（特第12条）	○関西防災・減災プラン（感染症対策編・新型インフルエンザ等）等の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 ○研修・広域的訓練の実施
サーベイランス・情報収集	○情報収集 ○通常のサーベイランス	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有
情報提供・共有	○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○専門的知見の共有体制の整備
予防・まん延の防止	○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態時における感染症対策の理解促進 ○衛生資器材等の供給体制の整備 ○水際対策の連携強化 ○ワクチンの研究開発、確保、供給体制の整備 ○特定接種の事業者の登録 ○住民接種の接種体制の構築	○特定接種の事業者登録の協力・調整 ○住民接種の広域接種への対応
医療	○地域医療体制の整備 ・医療体制確保マニュアル等の提供 ○国内感染期に備えた医療確保 ○医療資器材の備蓄・整備 ○検査体制の整備 ・迅速診断キットの開発等 ○医療機関等への情報提供体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（国民の45%）	○医薬品・医療資器材の保有状況の情報共有
国民生活及び経済の安定の確保	○指定公共機関の指定及び登録事業者の登録 ○緊急物資の流通・運送等の事業継続体制整備の要請 ○物資及び資材の備蓄等（特第10条）	○指定（地方）公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○広域火葬の体制構築等
動物インフルエンザ患者発生時		
実施体制	○対策会議又は閣僚会議の開催	○対策準備室の設置
情報収集他	○情報の集約・共有・分析	○情報収集及び連絡調整の開始
予防・まん延の防止	○感染症危険情報の発出 ○水際対策の開始	
新型インフルエンザ等が発生した疑いがある時		
実施体制	○対策会議又は閣僚会議の開催	○警戒本部の設置
情報収集他	○情報の集約・共有・分析	○情報収集及び連絡調整の強化（情報収集員の派遣）
予防・まん延の防止	○感染症危険情報の発出 ○水際対策の開始	

未発生期		
対策	構成府県・連携県	市町村
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画等の策定 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 ○研修、広域的訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画等の策定 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 ○通常のサーベイランス 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態における感染症対策の理解促進 ○特定接種の事業者の登録 ○住民接種の接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場対策の周知 ○特定接種の事業者の登録 ○住民接種の接種体制の構築
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の整備 ○府県内感染期に備えた医療確保 ○医薬品・医療資器材等の備蓄・整備 ○検査体制の整備（PCR等の検査体制整備） ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（国民の45%）及び流通体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療資器材等の備蓄・整備
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地方公共機関の指定及び業務計画等の策定支援 ○物資供給の要請等 ○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄等（特第10条） 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄等（特第10条）
動物インフルエンザ患者発生時		
新型インフルエンザ等が発生した疑いがある時		

海外発生期(関西圏域内未発生期)		
状態	(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの都道県で新型インフルエンザ等が発生した状態 (2) 関西圏域内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況	
目的	(1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、関西圏域内発生の遅延と早期発見に努める。 (2) 関西圏域内の発生に備えて体制の整備を行う。	
対策の考え方	(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 関西圏域内発生した場合には早期に発見できるよう関西圏域内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、関西圏域内発生に備え、圏域内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者及び府県民に準備を促す。 (5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府県民生活及び府県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、関西圏域内発生に備えた体制整備を急ぐ。	
対策	国	広域連合
実施体制	○政府対策本部の設置(特第15条) ○基本的対処方針の決定	○対策準備室、警戒本部又は対策本部の設置
サーベイランス・情報収集	○国際的な連携による情報収集 ○サーベイランス体制の強化 ・患者の全数把握開始(感第12条) ・学校等の集団発生の把握強化	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有
情報提供・共有	○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有
予防・まん延の防止	○感染症危険情報の発出 ○水際対策の実施(検疫の強化) ・特定検疫港等の指定 ・停留施設の使用(特第29条) ・航空機等の運行制限の要請(特第30条) ○ワクチンの確保 ○特定接種の準備・開始(特第28条) ○住民接種の準備	○停留等の円滑な実施のための検疫所との連携 ○特定接種の円滑な実施のための構成団体・連携県を通じた事業者への働きかけ
医療	○国内発生に備えた医療体制整備 ○帰国者・接触者外来等の設置要請 ○PCR等の検査体制の確立 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握	○医薬品・医療資器材の保有状況の情報共有 ○患者の搬送・移送体制の確立
国民生活及び経済の安定の確保	○職場における感染対策の準備要請 ○指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信 ○広域火葬の体制構築等

海外発生期(関西圏域内未発生期)

対策	構成府県・連携県	市町村
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置(特第22条) ○対策の協議 	
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○サーベイランス体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・患者の全数把握開始(感第12条) ・学校等の集団発生の把握強化 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症危険情報の発出 ○患者・濃厚接触者の健康診断受診の勧告・実施(感第17条) ○就業制限(感第18条) ○入院の勧告・措置(感第19条) ○特定接種の準備・開始(特第28条) ○情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の準備・開始 ○住民接種体制の準備
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者外来の整備 ○帰国者・接触者相談センターの設置 ○院内感染対策を講じた診療体制の整備 ○PCR等の検査体制の確立 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握 ○患者の搬送・移送体制の確立 	
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請 ○広域火葬の体制構築等 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の体制構築等

関西圏域内発生早期		
状態	関西圏域内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。	
目的	(1) 関西圏域内の感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。	
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 (2) 政府対策本部が、関西圏域内に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 (3) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、医療体制や感染拡大防止策について、府県民に対し、積極的な情報提供を行う。 (4) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、関西圏域内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 (5) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (6) 圏域内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、府県民生活及び府県民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 (7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。	
対策	国	広域連合
実施体制	○基本的対処方針の変更 ○政府現地対策本部の設置	○対策本部での協議 ○情報収集員の派遣 ○政府現地対策本部との連携
サーベイランス・情報収集	○サーベイランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生の把握) ○患者の臨床情報把握	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有
情報提供・共有	○国民への情報発信の強化 ○地方公共団体との情報共有の強化 ○コールセンター等の充実・強化	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有 ○報道機関等への情報提供の調整 ○風評被害及び社会混乱の抑止 ○医療従事者への認識共有のための啓発資材等を作成
予防・まん延の防止	○水際対策の継続 ○住民接種の準備(接種順位の決定) ○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	○構成団体・連携県が行う要請内容の統一などの広域調整 ○住民接種の広域接種の円滑実施(ワクチンの広域融通調整)
医療	○診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 ○抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導	○医薬品・医療資器材の広域融通調整 ○近隣府県間等の 患者受入調整支援 や患者搬送車の提供調整
国民生活及び経済の安定の確保	○全国事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信
緊急事態宣言時(特第32条)		
実施体制	○緊急事態宣言(特第32条) ※期間・区域を公示	
情報提供・共有		○関西圏域内の緊急事態措置の広報
予防・まん延の防止	○住民接種の対象者・期間の決定(特第46条)	○外出自粛、施設使用制限等の広域調整
国民生活及び経済の安定の確保	○サービス水準に係る国民への呼びかけ ○緊急物資の運送を要請(特第54条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)	○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送要請等の広域調整

関西圏域内発生早期

対策	構成府県・連携県	市町村
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部での協議 ○政府現地対策本部との連携 	
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○サーベイランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生の把握) ○患者の臨床情報把握 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○府県民への情報発信の強化 ○コールセンター等の体制充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村民への情報発信の強化 ○コールセンター等の体制充実・強化
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○患者へ入院の勧告・措置(感第19条) ○濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等(感第44条の3) ○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の準備・開始
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者外来における医療提供の継続 ○帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続 ○患者等の増加に応じた一般の医療機関でも診療する体制への移行 ○PCR検査等の確定検査 ○抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用要請 ○専門人材育成等のため症例等の経験、知識を共有するプラットフォーム作成 ○国立健康危機管理研究機構等との相互連携 ○保健所等が持つ臨床データとの連携による症例等の解析 	
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請
緊急事態宣言時(特第32条)		
実施体制		○市町村対策本部の設置(特第36条)
情報提供・共有		
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出自粛等の要請(特第45条第1項) ○学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ○学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時の予防接種の実施(特第46条)
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請(特第54条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)

関西圏域内感染期		
状態	(1) 関西圏域内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。	
目的	(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 府県民生活・府県民経済への影響を最小限に抑える。	
対策の考え方	<p>(1) 感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。</p> <p>(2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、府県において必要な対策の判断を行う。</p> <p>(3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>(4) 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>(5) 医療体制の維持に全力を尽し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>(6) 欠勤者の拡大が予測されるが、府県民生活・府県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</p> <p>(7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>(8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。</p>	
対策	国	広域連合
実施体制	○国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更	○圏域内感染の拡大に伴う対策の変更
サーベイランス・情報収集	○患者の全数把握 地域未発生期・地域発生早期の地域は、実施。 地域感染期の地域は、中止し、通常サーベイランスを継続。 ○学校等の集団発生の把握は通常サーベイランスに戻す ○入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有
情報提供・共有	○国民への情報発信の強化 ○地方公共団体との情報共有の強化 ○コールセンター等の継続	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有 ○報道機関等への情報提供の調整 ○風評被害及び社会混乱の抑止 ○医療従事者への認識共有のための啓発資材等を作成
予防・まん延の防止	○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) ○特定接種の継続	○構成団体・連携県が行う要請内容の統一などの広域調整 ○住民接種の広域接種の円滑実施(ワクチンの広域融通調整)
医療	○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ○医療従事者に対する従事要請及び補償 ○ファクシミリによる処方せん送付について対応方針	○医薬品・医療資器材の広域融通調整 ○医療物資・資器材が不足した場合の経済団体等に対する増産、流通拡大、製造物転換への協力依頼
国民生活及び経済の安定の確保	○全国事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に貢占め・売惜しみが生じないよう要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信

関西圏域内感染期

対策	構成府県・連携県	市町村
実施体制	○府県内感染の拡大に伴う対策の変更	○市町村内感染の拡大に伴う対策の変更
サーベイランス・情報収集	○患者の全数把握の中止等 ○学校等の集団発生の把握は通常サーベイランスに戻す。	
情報提供・共有	○府県民への情報発信の強化 ○コールセンター等の継続	○市町村民への情報発信の強化 ○コールセンター等の継続
予防・まん延の防止	○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) ○濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等の中止 ○住民接種の継続	○住民接種の継続
医療	○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び患者の入院措置の中止 ○一般的な医療機関における診療体制へ移行 ○重症患者の入院治療、それ以外の患者の在宅療養へ移行 ○ファクシミリ処方体制の活用 ○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ○定員超過入院や臨時の医療施設設置	○在宅療養患者への支援
国民生活及び経済の安定の確保	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請

関西圏域内感染期

対策	構成府県・連携県	市町村
緊急事態宣言時(特第32条)		
実施体制	○緊急事態措置の代行・応援(特第38条、39条)	○緊急事態措置の応援(特第39条)
情報提供・共有		
予防・まん延の防止	○不要不急の外出自粛等の要請(特第45条第1項) ○学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ○学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合	○住民接種の継続
医療	○医療等の確保要請 ○臨時の医療施設の設置及び土地等の使用(特第48条第1・2項、第49条)	
国民生活及び経済の安定の確保	○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請(特第54条) ○物資の売渡しの要請等(特第55条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ○広域火葬の実施等	○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ○要援護者への生活支援 ○広域火葬の実施等

関西圏域内感染期		
対策	国	広域連合
緊急事態宣言時(特第32条)		
実施体制		
情報提供・共有		○関西圏域の緊急事態措置の広報
予防・まん延の防止	○住民接種の継続	○外出自粛、施設使用制限等の広域調整
医療		
国民生活及び経済の安定の確保	○サービス水準に係る国民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請(特第54条) ○埋葬・火葬の特例等(特第56条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ○患者の権利利益の保全(特第57条) ○新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資(特第60条)	○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送要請等の広域調整 ○広域火葬の実施調整

関西圏域内感染期		
対策	構成府県・連携県	市町村
緊急事態宣言時(特第32条)		
実施体制	○緊急事態措置の代行・応援 (特第38条、39条)	○緊急事態措置の応援 (特第39条)
情報提供・共有		
予防・まん延の防止	○不要不急の外出自粛等の要請 (特第45条第1項) ○学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項) 及び施設名の公表 ○学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条2項)、指示(同3項) 及び施設名の公表 ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合	○住民接種の継続
医療	○医療等の確保要請 ○臨時の医療施設の設置及び土地等の使用 (特第48条第1・2項、第49条)	
国民生活及び経済の安定の確保	○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請(特第54条) ○物資の売渡しの要請等(特第55条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請 (特第59条) ○広域火葬の実施等	○生活関連物資等の価格の安定等の要請 (特第59条) ○要援護者への生活支援 ○広域火葬の実施等

小康期		
状態	(1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 (2) 大流行はいったん終息している状況	
目的	府県民生活及び府県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	
対策の考え方	(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について府県民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。	
対策	国	広域連合
実施体制	○基本的対処方針の変更 ○緊急事態解除宣言 ○政府対策本部の廃止(特第21条)	○対策の見直し ○対策本部の廃止 ※広域連合の組織をあげた広域応援の必要がなくなったとき
サーベイランス・情報収集	○各国の対応に係る情報収集 ○通常のサーベイランス継続 ○引き続き学校等における集団発生状況の把握強化	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有
情報提供・共有	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小	○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有 ○情報共有体制の見直し
予防・まん延の防止	○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続	
医療	○第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄	
国民生活及び経済の安定の確保	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信
緊急事態宣言時(特第32条)		
情報提供・共有	○関西圏域の緊急事態措置縮小・中止の広報	
予防・まん延の防止	○予防接種の継続	
国民生活及び経済の安定の確保	○全国の事業者に業務の再開周知 ○緊急事態措置の縮小・中止 ○新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資	

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

特:新型インフルエンザ等対策特別措置法

感:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

小康期

対策	構成府県・連携県	市町村
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の見直し ○対策本部の廃止(特第25条) ※政府対策本部の廃止時 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策の見直し ○対策本部の廃止(特第37条) ※緊急事態解除宣言時
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○通常のサーベイランス継続 ○引き続き学校等における集団発生状況の把握強化 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小
予防・まん延の防止		<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の医療体制に戻す。 ○第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄 	
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請
緊急事態宣言時(特第32条)		
情報提供・共有		
予防・まん延の防止		<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種の継続
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に業務の再開周知 ○指定地方公共機関への事業継続への支援 ○緊急事態措置の縮小・中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態措置の縮小・中止